

議案第104号

三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年12月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年三朝町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、<u>第3項</u>、第6項、第7項及び第8項並びに同条第11項の規定により準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （配偶者同行休業の期間の延長） 第6条 略	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項、第7項及び第8項並びに同条第11項の規定により準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （配偶者同行休業の期間の延長） 第6条 略

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第26条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（同条第 1 項に規定する配偶者をいう。次条第 1 号及び第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までにおいて同じ。）の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。